

主な検討項目等

1 検討の前提となる基本的な考え方

○ 個人情報保護法等の改正

- ・個人情報保護法制定後の情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されている。
- ・しかし同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じていると指摘されている。
- ・こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成 27 年 9 月に公布され、行政機関個人情報保護法等改正法が平成 28 年 5 月に公布された。

○ 個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

- ・個人情報保護法第 5 条では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されている。
- ・また、同法第 11 条第 1 項では、地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。
- ・個人情報の保護に関する基本方針において、「条例の制定又は見直しに当たっては(略)、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。」(パブリックコメント中)とされている。
- ・したがって、地方公共団体においては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当である。

2 主な検討項目（案）

○ 個人情報の定義の明確化

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・個人情報の定義（容易照合性・死者に関する情報） など

○ 要配慮個人情報の取扱い

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、要配慮個人情報が定義され、個人情報ファイル簿において、要配慮個人情報の有無を認識し得るようにされた。

検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・要配慮個人情報の定義 など

○ 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられた。

検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・第三者機関の関与
- ・小規模団体に対する支援
- ・事業者の事務負担軽減 など

3 検討スケジュール（案）

○ 第1回（9月23日）

○ 第2回（11月）

- ・ 個人情報の定義の明確化
- ・ 要配慮個人情報の取扱い
- ・ 非識別加工情報の仕組みの導入①

※ 個人情報保護法施行令・施行規則、行政機関個人情報保護法施行令・施行規則などを踏まえて検討する。

○ 第3回（1月）

- ・ 非識別加工情報の仕組みの導入②
- ・ 報告書骨子（案）

※ 個人情報保護に関するガイドライン、国の行政機関等における運用指針などを踏まえて検討する。

○ 第4回（2月）

- ・ 報告書（案）